

円滑な建築確認審査の実現を求める意見書

本年 6 月、建築確認審査の厳格化を盛り込んだ改正建築基準法が施行されたが、その解釈と運用をめくり建築士等の申請者・自治体等の審査者双方で混乱が広がっている。

耐震偽装の再発防止を目的に改正建築基準法が制定されたことは評価に値するが、申請書のわずかな変更や誤記に対しても、自治体等の審査者は従前のように修正を認めず再申請を求めるなど、この法律を過剰なまでに厳格に解釈し硬直化した運用を行う事例が相次いでいる。

その結果、建築確認審査が著しく停滞し、工期の遅れが生じていることから、本年 9 月の新築住宅着工戸数は、全国的に 3 ヶ月連続で大幅に減少しており、北海道においても、前年同月比 42.2% 減の落ち込みとなっている。

こうした着工戸数の激減は、住宅関連業界に深刻な打撃を与えるだけでなく、国民生活に不便をもたらし、ひいては景気全般に甚大な影響を与えることが懸念される。

よって、政府においては、円滑な建築確認審査を実現するため、下記のとおり必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 自治体及び民間の指定確認検査機関に対し、審査に係る手続きの円滑な進行を早急に徹底するよう指導すること。
- 2 自治体及び民間の指定確認検査機関に対し、同一地域内における審査について統一的な対応を行うことを早急に実現するよう指導すること。
- 3 指定構造計算適合判定機関の判定員が異なることにより生じる審査結果の差異を最小限にするため、同機関内部における審査を統一するよう指導すること。
- 4 その他円滑な建築確認審査の実現に資するあらゆる措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 (2007 年) 12 月 12 日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

(提出者) 全議員